

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 本社は、東京地下鉄株式会社法により設立し、東京地下鉄株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文ではTokyo Metro Co., Ltd. とする。

### (目的)

第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅客鉄道事業
- (2) 鉄道車両の設計、修理、改造及び検査並びにこれらに関するコンサルティング
- (3) 一般土木建築工事、土木工事、建築工事及び設備工事の設計、工事監理及び工事業並びにこれらに関するコンサルティング
- (4) 鉄道車両・同部分品、鉄道施設用電気機械器具及び土木・建築工事業用資機材の販売
- (5) 建物、鉄道施設等の清掃及び保守管理
- (6) 広告業
- (7) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
- (8) 倉庫業及び駐車場業
- (9) 飲食店及びホテル・旅館の経営並びに旅行業
- (10) 光ファイバーケーブルの賃貸
- (11) 情報処理・提供サービス業
- (12) 食料品、飲料水、酒類、タバコ、衣服・洋品雑貨、書籍・雑誌、医薬品・化粧品、がん具、写真材料、時計、日用品雑貨等の販売
- (13) スポーツ施設、娯楽施設、貸スタジオ、プレイガイド等の経営
- (14) 洗濯・理容・美容・浴場業及び療術業
- (15) 保育所及び託児所の経営
- (16) 手荷物・小荷物預り業、履物修理業及び園芸サービス業並びに動物理美容院、易断所等の経営
- (17) 労働者派遣事業
- (18) 給食業務及び社員寮等厚生施設の管理・運営業務の受託
- (19) 経理及び採用、給与計算、研修等人事に関する事務の受託
- (20) 有価証券の売買、保有、運用及び投資
- (21) 金融商品取引業
- (22) その他前各号に附帯又は関連する事業

### (本店の所在地)

第3条 本社は、本店を東京都台東区に置く。

### (機関)

第4条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 本社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 本社の発行可能株式総数は、23億2,400万株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 本社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 本社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 本社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第10条 本社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数とな

る数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、株主総会ごとにあらかじめ本会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 本会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任決議)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。

2 本会社には、会長1名並びに副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

3 前項の会長、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役の選定については、第1項の規定を準用する。

4 社長は、会社を代表する。

5 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

6 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。

7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関するその他の事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役及び顧問)

第28条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

(取締役との責任限定契約)

第29条 本会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第30条 本会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任決議)

第31条 第20条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関するその他の事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役との責任限定契約)

第38条 本会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任決議)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第41条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。

3 前項の未払配当金には、利息を付さない。

(中間配当)

第43条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当に準用する。

#### 附 則

(設立に際して発行する株式)

第1条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、5億8,100万株とし、1株の発行価額は、207円、1株の発行価額中資本に組み入れない額は、107円とする。

(設立の際の出資)

第2条 本会社の設立に際し、帝都高速度交通営団は、東京地下鉄株式会社法附則第7条の規定により、その財産の全部を出資し、その価格は1,202億6,700万円とし、これに対し、5億8,100万株を割り当てる。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第3条 本会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(設立費用)

第4条 本会社の負担すべき設立費用は、1,000万円以内とする。